

事業実績報告書

町長	副町長	教育長	総務課長	課長	主査	主務		合議
						係長	担当者	
事業名		琴浦町差別事象対策委員会						
実施日時		平成31年3月27日(水) 10:00~11:07						
実施場所		まなびタウンとうはく 第1会議室						
参加人数		10名〔差別事象検討委員8人、事務局2名〕 傍聴者8名						
実施内容	<p>1 開会(10:00) 会議を公開することを委員に確認し、了承を得た。</p> <p>2 あいさつ 委員長</p> <p>3 協議事項 議会から提出された報告書に基づいて協議を進める。</p> <p>(1) 6月11日に発生した町議会議員の発言について(資料1-1、1-2)</p> <p>① 発言について協議 (ア) この発言は部落差別を助長、誘発する発言なのか。また、住民への影響について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 鳥取市の固定資産税減免制度について、鳥取ループが鳥取市に対象地区を明らかにするように開示請求を求めた。鳥取市は開示できないとして、最終的に裁判で争われた。裁判では、「特定の地域の居住者及び出身者が差別にさらされる恐れがあるから、本件文書を提出することにより公共の利益を害するといえる。」とされた。 ・ 本人が差別する意識があるかないかではなく、その行為自体が差別事象にあたると思う。 ・ 差別事象だと捉えるべき。議会の質問の中で、この発言が必要であったか疑問である。要綱で決められているもので、どの地区が対象ということは行政区域が単位であると決められている。誘導する形でそれを明らかにすることは、被差別部落の問い合わせと同じもので差別事象として扱うものだと思う。 ・ 被差別部落の問い合わせと同じで差別を助長、誘発するもの。このような誘導質問はあってはいけない。 ・ 固定資産税減免制度に反対することについては政策に関する事なので、議論されればよいが、町長に誘導する質問をして、どうするのかと感じた。 ・ これは土地差別問題。部落にかかわる忌避意識が部落差別につながっている。また、議場で発生したことが大きな問題である。本人に差別をする意識がなかりや差別になるもの。会期中に撤回されればよかったが、それもされておらず今後の影響は大きい。 <p>(イ) この発言が議会中の発言として議会で取り組みがされ、差別事象発生状況報告書にまとめられていることについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 議長権限でTCCの放送を一部削除したことは差別があると認めたということ。 ・ 議会に自浄作用がないのではないかと。一議員の問題ではなく、議会全体に責任がある。議会の再発防止策を示してもらわないといけない。どうすることが差別になるのかを議員が理解されていないのではないかと。 ・ 議会全体の問題だと認識していただかないといけない。発言された議員は公費で全国の研修会等に参加し、5月の町同和対策推進協議会総会で大会参加報告をしている。副議長としての発言の重みを感じてほしい。自己責任というだけでは済まない。 							

② 今後の取組み

- ・ 平成31年度から町の人権・同和教育推進協議会が新しくスタートする。行政部会で議員も含めた研修等を行い、行政と議会全体で教育・啓発していく。
- ・ 議事録はホームページに残っている。内容が開示されており、拡散される恐れがあり、それが放置されている状況を議会がどう捉えているのか。議会が差別に加担していることになる。二度と起こらない防止策と研修を重ねていく必要がある。
- ・ 議会全体の問題であることを伝える。執行部としては議員の発言を制止することができない。組織として議会への申し入れを行うが、最終的には議会がどうするかにならざるを得ない。

今後の取組みについては以下のとおりとする。

- ・ 議会での取組みをしっかりと行っていただき、再発防止に努めることを議会に対して申し入れを行う。
- ・ 差別事象等対応マニュアルに基づいて報告書を作成し、県の人権局へ報告する。

(2) 6月11日の町長答弁について (資料2)

- ・ この発言は事実の話である。何故、減免制度が必要なのかを説明するもの。
- ・ 減免制度の必要性や背景を説明するために答弁しており、問題発言、差別発言にならない。

(3) その他 なし

4 その他 なし

5 閉会 (11:07 終了)